

「居場所」のない少年たちの“SOS” 多摩川中学生殺人事件とは何だったのか

多摩川河川敷中学生殺人事件

昨年の2月、川崎市の多摩川河川敷で中学1年生の少年が仲間の少年たちからカッターナイフで首を切られて殺害される事件が起きました。

少年はどれほど辛かったでしょう。心から冥福を祈らずにはられません。

ただ、こうした事件が起きると、しばしばマスコミ報道が過剰にヒートアップすることがあります。



多摩川の事件現場

事件の直後、一部の週刊誌は加害者の少年を「凶暴な少年」「酒を飲んで暴れだすと誰も怖がって止められなかった」などと報じました。少年の実名や顔写真を掲載した週刊誌もあります。さらには、被害少年の母親を「無責任」と批判する声まであがります。

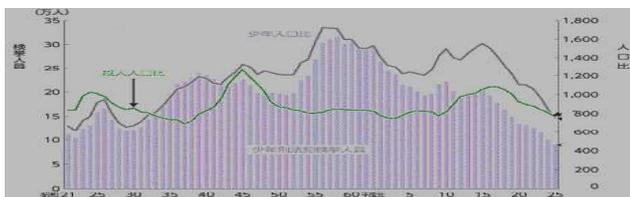
こうした中で、自民党の稲田朋美政調会長は「犯罪を予防する観点から現在の少年法の在り方はこれでいいのか」と述べ、少年法の見直しを示唆しました。事件の直後に行なわれた川崎市議会議員選挙には、「少年犯罪厳罰化」を掲げる候補者もあらわれます。



では、少年犯罪が起きるのは少年法が原因なのでしょうか？ 少年法を改正したり、少年犯罪に厳罰を科せば少年犯罪は「予防」できるのでしょうか？

こうした論議の際によく耳にするのは、「少年犯罪が増加・凶悪化している」という声です。でも、それは事実でしょうか？

法務省の発行する「平成26年版犯罪白書」から、戦後の少年の検挙人員数の推移を見てみましょう。



少年の検挙人員数の推移

少年犯罪は増加どころか減少の一途をたどり、昨年は戦後最低の水準を記録しました。少子化による絶対数だけでなく、犯罪率も減っているのです。殺人などの凶悪犯罪も減少しています。それなのに、なぜ「少年法の改正」や「厳罰化」が必要なのでしょう？

そもそも「厳罰」が抑止力となり得るのは「失うもの」を持っている者に対してだけです。

未来に希望が持てず、失うものなど何もない少年に厳罰を科せば、彼らを社会のアウトローに追いやるだけではないのでしょうか？

加害少年は「凶暴」ではなかった

ただ、今回の事件の場合、少し違った動きも見られました。

別のメディアが「加害少年は凶悪でも凶暴でもなかった」と報じたのです。加害少年の背景や、シングルマザーである被害少年の母親の置かれた現実について、冷静な報道も見られました。

いったいどちらが本当なのでしょう。

昨年の10月、私は事件のフィールドワークに参加しました。多摩川の事件現場や少年たちが過ごした街を訪れ、川崎市が設置した「中学生死亡事件に係る専門委員会」の委員だった西野博之さんにお話しをうかがいました。西野さんはこうおっしゃいました。

「被害者も加害者も、どちらも早くからSOSを出していたはず。その『SOS』に気づくことのできる大人がいて、そして子どもたちが安心して過ごせる『居場所』があれば、あの事件は起きなかったのではないだろうか。」

加害者の少年のうちふたりは、外国籍の母親を持つダブルの子どもです。「凶暴」どころか、そのことで下級生からもいじめられていたそうです。

被害者も加害者も、夜遅くまで働かざるを得ないひとり親家庭や生活困窮世帯の少年たちです。

遅くまで働きつめの親、複雑な家庭。ですから彼らの「居場所」は多摩川の河川敷にしかなかったのです。

シングルマザーの貧困、外国につながる子どもへの

差別やいじめ、「居場所」のない子どもたち……

多摩川の事件はそれらが複合的に絡み合った末に起きた事件だと、西野さんは指摘します。

私は話を聞いて、考え込んでしまいました。

なぜなら、藤沢にもまったく同じ状況の子どもたちがおおぜいいるからです。だとすれば、この事件は藤沢にとってもけっして他人事ではないはずです。

「居場所」のない子どもたち

もちろん、だから犯行が免罪されるべきだ、などと言っているではありません。

そうではなく、「あの事件を防ぐために、大人は何をすべきだったのか」を考えたいのです。

私は、ある小学校の先生からこんな話を聞きました。

夜の8時過ぎ、仕事を終えて学校から帰ろうとしたとき、校門の前に数人の児童が座り込んでカップラーメンを食べていた、というのです。

最初、先生は驚いて、子どもたちに「早く家に帰りなさい」と叱りました。ところがよく話を聞いてみると、その子たちはみなひとり親家庭の子どもで、お母さんが夜遅くまで働いているので家に帰っても誰もいなくて寂しい、というのです。

そこで、同じような境遇の子どもたちが集まるようになった。でも公園やショッピングセンターは怖いので、いちばん安心できる小学校に来た。おなかですいてたまらず、近くのコンビニでカップラーメンを買って食べていた……。それが子どもたちの訴えでした。

それを聞いて、先生はその子たちを校門の中に招き入れて、黙認するしかなかったそうです。

私は何人も先生たちから、同じような話を聞きました。藤沢にも「居場所」のない子どもたちがおおぜいいる、と言うのです。

これを、「深夜徘徊」と呼んで「問題行動」と捉えるべきなのでしょうか。その子たちに「居場所」を保障できていないことこそ「問題」と、考えるべきではないのでしょうか。

始まった「居場所」づくり

藤沢には放課後の子どもの居場所として、子供の家や放課後教室、児童クラブ（学童保育）があります。

ただ、子供の家は夕方でおしまいですし、児童クラブに通いたくてもお金が払えない家庭の子どももいます。いままでの制度では救えない、狭間の子どももいるのではないのでしょうか。

先日私は、横浜市金沢区の「青少年交流ステーション・かなざわ」を訪ねました。ここは、親が遅くまで帰ってこない家庭の子どもたちが過ごすことのできる

「居場所」です。

ここには宿題を教えてくれるボランティアもいます。子どもの声に耳を傾け、もし気になることがあれば福祉などの支援につなぐ役割も持っています。このような「居場所」づくりが、いま全国で始まっています。

また、満足な食事ができない子どものための「こども食堂」というとりくみも広がっています。食事の提供だけでなく、家族と一緒に食事をする経験の少ない



豊島区の子ども食堂

子どもに「皆で一緒に食事をする」時間を提供したり、さらには自分で食事を作る力をつけることも目的です。

藤沢でもこんな「居場所」は作れないでしょうか。

実はいま藤沢でも、このような子どもの「居場所」を作る試みが始まっています。これをぜひ支援したい、市ともそんな話し合いを進めています。

子どもの「SOS」をキャッチできる大人に

もうひとつ、「子どものSOS」とはどんなことでしょうか。川崎の西野さんは、こう言います。

「問題行動」の鎧を身にまとい、様々な「試し行動」でおとなにシグナルを送っても、そのことの意味をキャッチすることができない鈍感なおとなたちによって、「事件」が生み出される土壌はつくられていきます。

まずとりかからなければならないことは、私たち子どものそばにいるおとなたちの感度をあげること。子どものSOSをキャッチできるようなおとなになることではないのでしょうか。

「SOS」とは、ただ「助けてほしい」という直接の訴えとは限りません。「問題行動」という“シグナル”の場合もあるのです。「厳罰化」では、これをシグナルとしてキャッチできません。

藤沢市教育委員会はいま「支援教育」のとりくみを進めています。これは大人にとって「困った子」ではなく「困りごとを抱えた子」ととらえ、その子の背景にあるものの解決をはかろう、とする立場です。西野さんの言う「SOSを受け止める」ことに通じます。

本当に必要なのはどちらでしょう。

「少年法の改正」や「厳罰化」でしょうか。それとも子どもたちに「居場所」を保障し、子どもたちのSOSを受け止めることでしょうか。

私たちは「居場所」づくりのとりくみを進めたいと思います。